

平成29年度における沖縄県地域職業訓練実施計画

平成29年4月1日

1 総則

(1) 計画のねらい

この計画は、職業能力開発促進法（以下「能開法」という。）第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「求職者支援法」という。）第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保するため重要な事項を定めたものである。

(2) 計画期間

計画期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

(3) 計画の改定

本計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

2 労働市場の動向と課題

県内の雇用情勢は、全国と比べて依然として厳しい状況にあるものの、平成28年12月の有効求人倍率（季節調整値）が1.03倍となり前年同月より0.12ポイント上昇し改善がみられた。

平成28年度の新規求職者のうち、求職者支援法第2条に規定する特定求職者に該当する可能性のある者の数は平成28年11月末現在で23,514人であった。

そうした中、平成28年度の公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の受講者数は、公共職業訓練（離職者訓練）については、平成28年12月末現在で1,764人であり、求職者支援訓練については、平成28年12月末現在で476人であった。

また、平成28年度の就職率は、公共職業訓練（離職者訓練）の施設内訓練（公共職業能力開発施設内で実施する訓練をいう。以下同じ。）が82.4%、求職者支援訓練の基礎コースが61.2%、実践コースが66.6%であった。

注1 求職者支援訓練については、平成26年4月に開講した職業訓練コースから雇用保険適用就職率を目標として用いている。

注2 施設内訓練は平成28年8月末までの、求職者支援訓練の基礎コース及び実践コースは平成28年7月末までに終了したコースの訓練終了後3か月の就職率である。

在職者訓練の受講者数は、平成 28 年 10 月末現在で 817 人であり、学卒者訓練については、平成 28 年 10 月末現在で 306 人であった。

3 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

離職者を対象とする職業訓練については、人材不足が深刻な分野、成長が見込まれる分野等における人材育成に重点を置きつつ実施する。

また、職業訓練が計画的かつ効果的に実施できるよう、引き続き、地域の関係者が連携・協力関係を強化するための連絡・協議の場を設けるとともに、産業界・教育訓練機関団体等の協力も得ながら、職業能力評価基準、民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン等の更なる整備及び普及も進めていくこととする。

(1) 公共職業訓練（離職者訓練）の対象者数等

離職者訓練については、職業能力に係る労働力需給のミスマッチを解消するため、知識の付与及び実習による技能習得など、地域における離職者数等の多様な就業ニーズ及び企業ニーズに応じ施設訓練及び民間教育訓練機関への委託訓練を実施するものとする。

計画期間中に実施する離職者訓練の対象者数は、2,618 人とする。

離職者訓練の対象者数のうち、747 人については、施設内訓練として実施するものとする。

また、離職者訓練の対象者数のうち、1,871 人については、委託訓練として実施するものとする。委託訓練については、人材不足が深刻な介護等の分野や、今後成長が見込める情報通信、観光分野等において実施するものとする。

就職率は施設内訓練で 80%、委託訓練で 75%を目指す。

(2) 公共職業訓練（在職者訓練）の対象者数等

在職者訓練については、産業構造の変化、技術の進歩等による業務の変化に対応する高度な技能及びこれに関する知識を習得させる真に高度な職業訓練であって、民間教育訓練機関において実施することが困難なものを実施するものとする。

計画期間中に実施する在職者訓練の対象者数は、540 人とする。

(3) 公共職業訓練（学卒者訓練）の対象者数等

学卒者訓練については、新規高等学校卒業者等を対象に、ものづくりの現場の戦力となる高度な実践技能者の育成を図るため、職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させることを目的とした比較的長期間の公共職業訓練を実施するものとする。

計画期間中に実施する学卒者訓練の対象者数は、295 人とする。

学卒者訓練の対象者数のうち、130 人については専門課程による公共職

業訓練として、60人については応用課程による公共職業訓練として、105人については普通課程による公共職業訓練として、それぞれ実施するものとする。

(4) 障害者等に対する公共職業訓練の対象者数等

個々の受講者の障害の特性等に応じた公共職業訓練を一層推進するものとする。

また、地域における障害者の職業能力開発に資するよう、沖縄県立職業能力開発校において、障害者を対象とした公共職業訓練を引き続き実施するものとする。

計画期間中に実施する障害者等に対する公共職業訓練の対象者数は、144人とする。

障害者等に対する公共職業訓練の対象者数のうち、104人については、委託訓練として実施するものとする。

(5) 求職者支援訓練の対象者数等

① 対象者数及び就職率に係る目標

計画期間中に実施する求職者支援訓練の対象者数は、非正規雇用労働者自営廃業者等の雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、806人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模1,300人程度を上限とする。

また、雇用保険適用就職率は、基礎コースで55%、実践コースで60%を目指す。

② 求職者支援訓練の内容

求職者支援訓練については、基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）も設定するが、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を中心とする（求職者支援訓練の60%）。

その際、成長分野、人材不足分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向及び求人ニーズを踏まえたものとする。

訓練認定規模は、次のとおりとする。

イ 基礎コース 訓練認定規模の45%

ロ 実践コース 訓練認定規模の55%

実践コースのうち、訓練認定規模に占める各分野については、介護福祉分野25%、医療事務分野5%、情報通信分野5%、営業・販売・事務分野35%、その他の地域ニーズ分野25%として設定するものとする。

訓練認定規模は以下のとおりとする

	沖縄県地域
基礎コース (学卒未就職者を主として対象とするものを含む。)	585人
実践コース	715人
介護福祉分野	178人
医療事務分野	36人
情報通信分野	36人
営業・販売・事務分野	250人
その他の地域ニーズ分野	215人

また、より安定した就職の実現に資するよう、各地域の状況や工夫に応じて主体的に独自の訓練分野、特定の対象者又は特定の地域を念頭に置いた訓練等を設定する地域ニーズ枠を設定することとする。

求職者支援訓練のうち、次の値を上限として地域職業訓練実施計画で定めた割合以下の範囲で求職者支援訓練に新規参入となる職業訓練を認定する。

- イ 基礎コース 20%
- ロ 実践コース 20%

注3 求職者支援訓練は、地域職業訓練実施計画に則して、1か月ごとに認定する（地域職業訓練実施計画で定めたコース別・分野別の訓練実施規模を超えては認定しない。）ものである。

申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合は、

- イ 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから
- ロ イ以外については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定するものとする。

注4 次のイ又はロに掲げる事項を除き、地域訓練協議会での議論を踏まえ、地域の実情に応じて異なる設定とすることができる。

- イ 沖縄県の訓練認定規模を超えてはならないこと。
- ロ 新規参入枠は上に掲げた値を超えてはならないこと及び全く新規参入枠を設定しないものとしてはならないこと。ただし、地域ニーズ枠については、全て新規参入枠とすることも可能とすること。

③ 余剰認定定員の活用

第4四半期を除き中止コースに係る定員は、同一年度かつ同一訓

練種別（基礎コース・実践コース）の認定に活用することとする。
第4四半期においては、中止コースに係る定員及び繰り越した定員は、訓練種別（基礎コース・実践コース）及び分野にかかわらず活用することとする。

4 公的職業訓練の実施に当たり留意すべき事項等

（1）関係機関との連携

公的職業訓練全体の訓練規模、分野及び時期において職業訓練の機会及び受講者を適切に確保するとともに、職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、国及び都道府県の関係行政機関はもとより、地域の訓練実施機関の団体、労使団体等の幅広い理解・協力が求められる。

このため、平成29年度においても、地域訓練協議会を開催して、関係者の連携・協力の下に、地域の実情を踏まえた、計画的で実効ある職業訓練の推進に資することとする。

地域訓練協議会においては、必要に応じ、地域の産業ニーズを踏まえて訓練内容の検討を行うワーキング・チームを開催する。

また、公共職業能力開発施設は、公共職業訓練を実施するに当たっては、沖縄労働局、公共職業安定所、地方公共団体、労使団体等関係機関により構成される協議の場を活用し、人材ニーズに応じた効果的な職業訓練が質及び量の両面において十分に実施されるよう検討、協議及び必要な調整を行うものとする。

さらに、公共職業能力開発施設は、沖縄労働局及び公共職業安定所と連携し、公共職業訓練の受講者の就職支援を実施するものとする。

（2）公的職業訓練の受講生の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施

能開法15条の4条1項に規定する職務経歴等履歴書（以下「ジョブ・カード」という。）を活用したキャリアコンサルティングなど、労働者のキャリア形成に資する情報提供及び相談援助を行い、公的職業訓練の受講者の能力及び適性に応じた公的職業訓練を実施するものとする。

このほか、公的職業訓練におけるジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの着実な実施等に資するため、地域ジョブ・カード運営本部において、効果的な周知・啓発のあり方を検討し、関係機関を通じた周知を図る。